

## 予定建築物以外の建築等許可申請書（42条）添付書類チェックリスト

No.	項目	様式	作成要領	チェック
1	予定建築物以外の建築等許可申請書	第6号様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発許可を受けた地番を全筆記入し、記載しきれない場合は別紙に記載の上、添付すること。</li> <li>建築物の用途の欄には、原則として「用途地域内の建築物の用途制限」から選定すること。（不明な場合は開発担当者の指示による）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
2	手数料	様式自由	山梨県収入証紙を開発許可申請書の表面又は裏面、若しくは別紙（別紙には申請者氏名を記入すること。）に貼付し、消印はしないこと。（許可申請先が山梨県以外の場合、手数料の貼付方法については、許可申請先の市町村に相談すること。）	<input type="checkbox"/>
3	開発工事に関する開発許可証、検査済証		申請地において過去に行われたの開発工事に関する開発許可証、検査済証を添付。	<input type="checkbox"/>
4	区域内土地一覧表	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域内に含まれる全ての筆について土地登記簿に記載されている事項（所在・地番・地積・地目）及び現況地目を記入すること。</li> <li>申請区域が筆の一部となる場合等やむを得ない場合は面積を実測値とし「実測値〇〇m<sup>2</sup>」と記入する。（公簿値か実測値か明示すること。）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
5	土地登記簿謄本（全部事項証明）		<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日から3ヶ月以内に交付されたものものを添付すること。</li> <li>申請書の正本には原本を添付すること。（副本はコピーで可）</li> <li>※必要に応じ、開発区域外についても添付を求める可能性があります。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
6	権利を証する書類	様式自由	土地の利用に関する権利を有することを証する書類（土地登記簿謄本では証明できない場合）	<input type="checkbox"/>
7	開発区域内権利者一覧表	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域内の土地・建築物等に係わる全ての権利者について、物件の種類別に記載すること。</li> <li>権利者とは、登記簿の甲及び乙区に登記されている者全てである。</li> <li>物件の種類欄は、土地、建物等の種別を記載すること。</li> <li>権利の種類欄は、所有権、抵当権等の別を記載すること。</li> <li>同意の有無の欄には、その旨を記載し、協議中の場合はその経過を示す説明書を添付すること。</li> <li>同一物件に権利者が2以上ある場合は、摘要の欄にその旨を記載すること。</li> <li>記載する面積は実測値とすること。（筆が複数ある等やむを得ない事情がある場合は公簿面積でも可）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
8	建築行為の施行等の同意書	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域内権利者一覧表に記載される全ての権利者から同意を得ること。（印鑑登録印での押印とし、印鑑証明書を添付すること。）</li> <li>記入する面積は原則として実測値とする。（筆が複数ある等やむを得ない事情がある場合は公簿面積でも可）</li> <li>同意書は各権利者ごとに1枚ずつ作成すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
9	委任状	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請者の住所氏名・代理人の住所氏名（会社名及び代表者名）及び電話番号・実務担当者の氏名・委任年月日・委任内容は必ず記入すること。</li> <li>委任内容については委任する手続き等を具体的に記入すること。</li> <li>基本的に申請者しか持ち得ない印（印鑑登録印等）による押印とすること。（印鑑登録印での押印が難しい場合は、担当者に相談して下さい。）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
10	隣接地権利者の同意書	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接者への事業説明の経過及びその状況が分かるものを添付すること。（新たに建築する建築物について詳細に説明を行うこと。）</li> <li>隣接者と上記について問題がないことが確認できるものを添付すること。</li> </ul> <p>様式は自由であるが、上記の両方を満たす書類として同意書でも良いものとする。なお、その場合には署名、捺印（本人の署名ならば三文判による押印でよいが、記名の場合は本人しか持ち得ない実印等による押印）をすることとし、必要と認める以外は印鑑証明は不要とする。また隣接地の権利者が確認できる書類（要約書等の写し）を添付すること。</p>	<input type="checkbox"/>
11	地元役員による排水の承諾書	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接地権者及び地区役員から排水に対しての同意を得たことが分かるものを添付すること。</li> <li>建築行為の内容によっては必要に応じて周辺住人及び関係機関からの同意を求める場合があります。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
12	開発区域位置図	1/25,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、都市計画総括図（1/25,000）を使用し申請位置を示すこと。</li> <li>方位を示すこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
13	開発区域区域図	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要交通機関からの経路、主要道路排水先の河川その他目標となる地物及び方位を示すこと。（1/2,500程度、規模により適宜）</li> <li>開発区域を形状に合わせ赤線で囲むこと。</li> <li>方位を示すこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

14	案内図	1/1,500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、住宅地図（1/1,500程度）等を使用し開発区域を形状に合わせ赤線で囲むこと。</li> <li>方位を示すこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
15	現況図	1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域を赤色で囲み、公道を茶色、水路を水色に着色すること。（ただし道路区域内の水路は茶色に着色）</li> <li>敷地に接する全ての道路について建築基準法上の道路名（法42条1項1号道路の場合は道路法上の道路名「〇〇道〇〇号線」も記載）及び幅員を記入すること。（都市計画区域内のみ）</li> <li>既存建築物等の用途名（居宅・物置・駐車場等）を記入すること。</li> <li>方位を示すこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
16	実測図	1/500以上	開発区域を赤線で囲むこと。	<input type="checkbox"/>
17	開発区域の公図・14条地図の写し	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>転写連続図を作成の上、添付すること。</li> <li>転写連続図は、各筆毎に地番・地目・土地所有者を記入し、開発区域を赤色で囲み、公道を茶色、水路を水色に着色すること。（ただし道路区域内の水路は茶色に着色）</li> <li>転写したものについては、転写年月日、法務局名、転写者の指名及び資格（測量士、土地家屋調査士）を記載し、実印等（三文判は不可）を押印すること。</li> <li>公図（原本）は必ず添付すること。（14条地図がある場合は両方を添付すること。）</li> <li>（地域によっては、法務局備え付けの「旧公図」の添付が必要となる場合があります。）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
18	土地利用計画図	1/1,000以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域を赤色で囲み、開発区域内の公道を茶色、水路を水色、宅地利用する部分を薄黄色、公園・広場・緑地を緑色等に着色すること。（ただし開発区域内の道路内の水路は茶色に着色）</li> <li>土地利用率を着色凡例と併せて記載すること。</li> <li>開発区域に接する全ての道路について建築基準法上の道路名（法42条1項1号道路の場合は道路法上の道路名「〇〇町道〇〇号線」も記載）を記入すること。（都市計画区域内のみ）</li> <li>接道区間の道の幅員を記入すること。</li> <li>建築物等の用途名（居宅・物置・駐車場等）を記入すること。</li> <li>敷地の出入り口の幅を記入すること。</li> <li>土地所有者など個人名等の情報は記載しないこと。</li> <li>方位を示すこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
19	予定建築物の図面	様式自由	建築計画概要書の第2面、配置図（開発区域内における予定建築物の位置がわかるもの）、平面図（予定建築物の間取り）、立面図（最大高さを明示したもの）を添付すること。	<input type="checkbox"/>
20	現況写真及び撮影位置図	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請敷地（区域）全域の状況が分かるように撮影すること。</li> <li>現況図を使用し撮影位置図を作成し、撮影位置、番号及び方向を記入すること。</li> <li>撮影位置図に対応した撮影番号を付けること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
21	関係法令に関する図書		当該開発行為及び関連工事に関する他法令の許認可書を添付すること。（並行して手続きを行うなど許認可書が交付されていない場合は、当該手続きに係る申請書の写しを添付すること。）	<input type="checkbox"/>
22	その他必要とされるもの			<input type="checkbox"/>

※ 図面には、作成した者の記名又は署名を行うこと。

※ 申請内容により上表以外に必要な書類もあるので注意すること。